

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励 ハンドブック

～主体的・自律的な目標設定やキャリア形成につなげるために～

令和5年1月

(令和6年3月一部改定)

広島県教育委員会

目次

1	教育公務員特例法改正	・・・1
2	本県における「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」	・・・1
3	学校における受講奨励	・・・2
4	Q & A	
	趣旨や目的に関するもの	・・・4
	面談に向けて	・・・5
	面談の内容について（当初面談の場合）	・・・6
	面談の内容について（最終面談の場合）	・・・7
	その他	・・・7

（参考）広島県研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励実施要項

1 教育公務員特例法改正

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）により、教育委員会による教員等の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みが、令和5年4月1日から施行されました。

この法改正は、「新たな教師の学びの姿」を実現するため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備するとともに、普通免許状及び特別免許状の更新制を発展的に解消する等の措置を講じられたものです。

また、この「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会に取りまとめられた「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの実現に向けて 審議まとめ（令和3年11月15日）において「主体的な教師の学び」、「個別最適な教師の学び」、「協働的な教師の学び」といった「新たな教師の学びの姿」が示されるとともに、学校管理職等と教員等との積極的な対話に基づく、一人一人の教員等に応じた研修等の奨励などを通じた教員等の資質向上のための環境づくりの重要性が指摘されました。

このことを受け、「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン」（令和4年8月（令和5年3月一部修正）文部科学省）では、法改正の趣旨について、「教育公務員である公立学校の教員等については、より確実に学びの契機と機会が提供されるよう、今後、教育委員会における教員等の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みが導入されたものである。」とされています。

2 本県における「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」

本県では、「人材育成の基本方針」（広島県教育委員会平成17年3月）において、「教職員一人一人の能力や適性等に応じた研修を行うとともに、教職員自らが具体的な目標を掲げ主体的に能力開発に取り組むことなどにより、個々の教職員の能力と意欲の一層の向上を図る必要がある」とし、人材育成の取組を進めてきました。また、「求められる教職員像」を策定・公表するとともに、各市町教育委員会・各学校における人材育成の取組や教職員の自発的な能力開発をより一層推進するために「求められる教職員像」をより具現化した「教職員に期待される役割と具体的な行動例」を定め、さらには「広島県教員等資質向上指標」を策定し、教職員の資質の向上に努めてきたところです。

また、「広島県教職員研修体系」を踏まえ、校長が個々の教員等の人材育成計画を作成し、人材育成に努めるとともに、教員等においても、研修や研究会への積極的な参加により、自身の資質の向上に向けて取り組んでいます。

今回の法改正による「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」（以下、「受講奨励」という。）は、「人材育成の基本方針」を具体的な取組として進めていくものです。

本県においては、これまでと同様に、教員等の資質の向上を図るため、教員等一人一人の職責、経験及び適性に応じた資質の向上に必要な取組を、校長及び教員が、自身だけで向き合うことなく「対話」の中で考えていくことにより、今まで以上に自らの学びを振り返ったり、意欲を向上させたりすることを通じて、各教員等の主体的・自律的な目標設定やキャリア形成につなげるために受講奨励を実施します。

3 学校における受講奨励

学校における受講奨励については、次のとおりとしています。校長及び教員が、面談におけるそれぞれの役割等を自覚し、受講奨励の面談を実施することで、効果が高まります。

時 期	県立学校長	教 員
当初面談 (5月末まで)	次の点を踏まえ、研修の受講奨励による資質向上のための指導助言を行う。 ① 広島県教員等資質向上指標、広島県教職員研修体系や教員個人の職責・経験・適性に照らした人材育成 ② 学校教育目標を達成するために必要な専門性・能力の確保などの観点や過去の研修履歴の状況	次の点を踏まえ、自身の目標を考える。 ① 該当の広島県教員等資質向上指標に照らして、高めたい資質等 ② 学校教育目標を達成するために必要な専門性等の観点や過去の研修履歴の状況
最終面談 (3月末まで)	次の点を踏まえ、今後の資質向上のための指導助言を行う。 ① 当該年度の教員個人の職能開発の達成状況、OJT や校内研修等の受講等状況 ② 研修履歴を活用した今後の職能開発	次の点を踏まえ、振り返りを行う。 ① 校外における研修やOJT、校内研修などの受講状況及び学びの成果 ② 今後、伸ばしたい資質や受講してみたい研修等

なお、最終面談についての始期については、概ね研修等の受講を終える2月頃からの実施により、面談の効果が期待できます。

また、年間の実施方法の概要については、次頁の図1を参照してください。

(1)校長の役割及び留意事項

受講奨励に係る面談を効果的に実施するため、校長は次のことに留意してください。

当初面談	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 校長が考える教員等一人一人の資質の向上に向けた取組と、教員自身が考える自らの職責、経験及び適性に照らした資質の向上について、対話をとってお互いの理解を深めた上で指導助言を行うこと。 ◆ 学校教育目標達成に向けて、教員一人一人に必要な資質等を明確化すること。
最終面談	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 当該年度における教員一人一人の研修等の受講状況や職能開発について、教員自身の振り返りをしっかりと聞いた上で指導助言を行うこと。 ◆ 当該年度の教員自身の振り返り等の状況を踏まえ、次年度に期待することを明確化すること。 ◆ 教員自らの学びの振り返りや、意欲の向上を引き出し、教員一人一人の主體的・自律的な目標設定やキャリア形成を促すようにすること。

なお、面談の場に限らず、OJT や校内研修、校外研修などの学びの成果や教員の成長が実感できる機会を捉え、普段から教員等の資質向上に向けた働きかけを行うことで、効果が高められることにも留意すること。

(2)教員の役割及び留意事項

受講奨励に係る面談を効果的に実施するため、教員は次のことに留意してください。

当初面談	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自身が考える自らの職責、経験及び適性に応じた資質の向上について、事前に広島県教員等資質向上指標と照らして高めたい資質を考えるとともに、こういった研修を受講するかなど、その具体的な方策についても考えておくこと。 ◆ 研修の受講にとどまらず、受講した内容について、校内等において報告を行うなど、どのように表現することで資質の向上がさらに深まるかについて考えておくこと。
最終面談	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 当該年度における研修等の受講状況や職能開発について、自身で振り返りを行い、成果や課題などを事前に考えておくこと。 ◆ 自身の振り返り等の状況を踏まえ、次年度、どのように資質の向上を図るのかについて、具体的な方策を検討しておくこと。

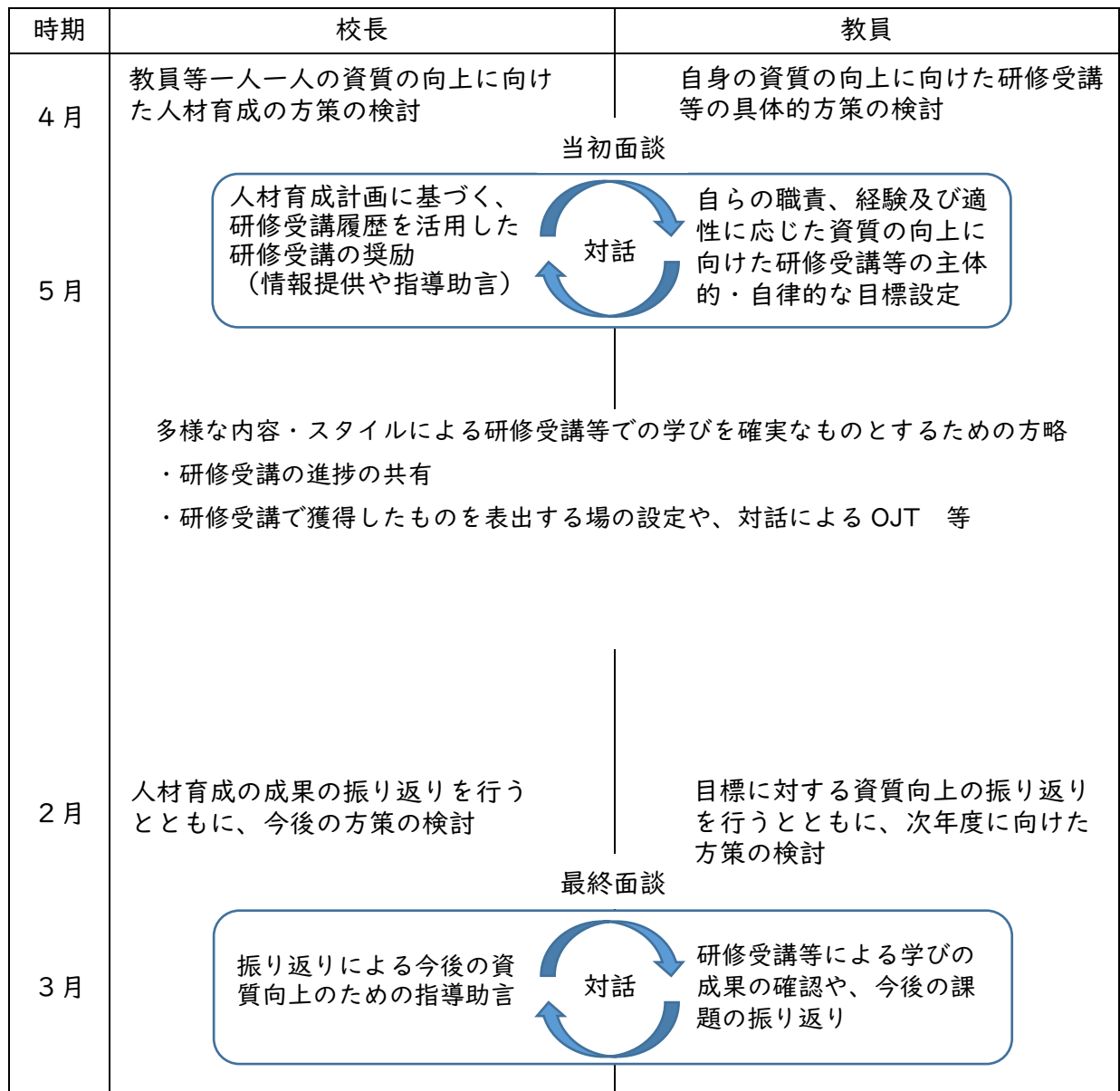


図1 学校における受講奨励の実施方法(概要)

4 Q & A

【趣旨や目的に関するもの】

Q1-1 なぜ、受講奨励を行う必要があるのですか。

A この法改正は、社会的変化、教員等の学びの環境の変化を受け、校長及び教員自身も高度な専門職として新たな知識・技能の習得に継続的に取り組んでいくなどの「新たな教師の学びの姿」を実現するために、普通免許状及び特別免許状の更新制を発展的に解消する等の措置として講じられたものです。

これらのことを踏まえ、校長及び教員がその職責、経験及び適性に応じた資質の向上のための取組を行うことを促進する場として、研修の履歴や資質の向上のための機会に関する情報を提供し、又は資質の向上に関する指導及び助言を行う受講奨励を実施します。

Q1-2 受講奨励の目的は何ですか。

A 受講奨励は、その職責、経験及び適性に応じた資質の向上に必要な取組を、校長及び教員が、自身だけで向き合うことなく「対話」の中で考えていくことにより、今まで以上に自らの学びを振り返ったり、意欲を向上させたりすることができる場として、各教員等の主体的・自律的な目標設定やキャリア形成につなげることを目的としています。

さらに、この「対話」により、自身だけでは気付かなかった部分に気付いたり、教員同士の学び合いが促されたりするなどの機会となり、一人一人の教員等の個性に応じた学びの提供の場となるだけでなく、協働的な学びの場としての活用が期待されます。

Q1-3 法的な根拠はありますか。

A 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励については、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5及び第22条の6に規定されています。

Q1-4 今までの取組と変わらない気がするのですが、今までと異なる点は何ですか。

A 広島県では、従前から各学校において校長が人材育成計画を策定し、教員等の資質の向上を図るために指導助言を行ってきました。また、教員等が主体的に研修を受講したり、研究会に参加したりするなど、自らの資質の向上に取り組む姿も見られました。

この度の法改正による受講奨励を、これまでの取組をさらに充実させる場として捉え、対話を通じて、各教員等の目標設定やキャリア形成をさらに明確にしたり、振り返ったりすることにより、教員等の資質の向上をこれまで以上に進めることができます。

これらのことから、受講奨励を、これまでの教員等の資質の向上の取組を計画的、継続的に取り組む場として活用してください。

Q1-5 毎年何かの研修を受けなくてはいけないのですか。

A 受講奨励の目的は、受ける回数を定めるものではなく、今まで以上に自らの学びを振り返ったり、自ら意欲を向上させたりすることができる場として活用し、教員一人一人の主体的・自律的な目標設定やキャリア設定に基づき受講奨励を行い、各自の資質の向上を図ることにあり

ます。

したがって、研修を何回受けるといった研修受講そのものが目的ではないことを踏まえた上で、受講奨励を進めてください。

その際、教員等一人一人の職責、経験及び適性に応じた資質の向上に取り組むよう留意してください。

Q1-6 研修記録の対象となる研修には、何が含まれますか。

A 研修記録の対象となる研修には、指定研修、推薦研修及びその他の大きく3種類が含まれます。その他については、社会教育主事講習、大学院等修学休業による大学院の課程等の履修、自己啓発等休業による大学等課程の履修及び国際貢献活動、広島県教育委員会が開設した免許法認定講習による単位の修得をはじめ、広島県教育委員会が主催する学校体育スポーツ研修事業及び教育センターにおける専門講座等としています。

また、市町教育委員会や大学、文部科学省、独立行政法人教職員支援機構等が主催する研修のうち、「全国教員研修プラットフォーム」で修了登録された研修についても記録の対象とします。

Q1-7 研修記録は、誰がどのように残していくのですか。

A 研修記録の管理と作成は、「全国教員研修プラットフォーム」を利用して、各研修主催者の登録を基に、広島県教育委員会が行います。

なお、研修記録は、随時、閲覧したり帳票出力したりすることができます。

【面談に向けて】

Q2-1 当初面談の受講奨励を行うために準備をしておくことはありますか。

A 校長においては、作成した人材育成計画や「全国教員研修プラットフォーム」の研修履歴と併せて、教育センター専門講座一覧等、具体的に研修内容等が分かるものを準備する必要があります。その上で、教員一人一人の職責、経験及び適性に応じた研修の受講を含めた資質の向上について、これまでの研修履歴等から検討しておくことが求められます。

また、教員においては、自らの職責、経験及び適性に応じた資質の向上に向け、さらに高めたい資質は何なのか、そのためにはどういった研修を受講していくのかなどについて、あらかじめ、教育センター専門講座一覧を見たり「全国教員研修プラットフォーム」で研修情報を検索したりして、面談の際に校長と対話できるよう準備しておくことが必要となります。

Q2-2 自己の資質の向上のための研修は、どのように探せばよいのですか。

A 例えば、教育センターの専門講座や、大学、独立行政法人教職員支援機構等が主催する研修が検索できる「全国教員研修プラットフォーム」を活用し、自らの職責、経験及び適性に応じた資質の向上に資する研修等を検討することが考えられます。

なお、年度初めに各校へ送付予定の教育センター専門講座一覧については、広島県教員等資質向上指標の「採用期」、「充実期」及び「発展期」に対応させて表記しますので、指標に照らし自身の資質の向上に資する研修を探す際の参考にしてください。

Q 2-3 なかなか研修を受ける時間がないのですが、どうすればよいですか。

A 例えば、教育センターの専門講座では、3時間程度から参加できるオンライン講座など、様々な形態の講座を用意していますので、各自の状況に応じて受講を検討してください。

なお、校長においては、研修受講者を校内で周知したり、オンラインでの研修を受講する場を確保したりするなどして、研修を受講しやすい環境を整えるようにしてください。

【面談の内容について（当初面談の場合）】

Q 3-1 研修受講奨励の当初面談は、誰が実施するのですか。

A 県立学校の場合、校長への当初面談は広島県教育委員会が行います。また、教員については、校長が行います。なお、市町立学校の場合は、校長への当初面談は、市町教育委員会が行い、教員については、校長が行います。

また、校長の適切な権限の委任の下で、教頭とも役割を分担しつつ、面談を実施することもできます。

Q 3-2 研修受講奨励の当初面談は、どのように設定し、実施するのですか。

A 当初面談は、業績評価に係る面談に続けて実施したり、改めて別日に実施したりします。

業績評価に係る面談に続けて実施する場合においては、業績評価に係る面談の趣旨と研修受講奨励の面談の趣旨が異なることに留意し実施してください。

なお、業績評価に係る面談においては、研修履歴や研修量の多寡そのものが直接反映されるものではないことに留意してください。

Q 3-3 研修受講奨励の当初面談は、どのような対話になるのですか。

A 対話の内容としては、次の2点を踏まえて行います。1点目は、広島県教員等資質向上指標に照らして、教員がさらに力を付けたいと思っている点やさらに伸ばしたいと思っている点といった個人の側面から、2点目は、学校教育目標を達成するために、教員がどのように力を発揮すればよいかといった組織の一員としての側面からです。

校長においては、これらの内容について、教員の主体的・自律的な目標設定やキャリア形成につなげられるよう、対話を通じて受講奨励を行い、教員の思いや願いを踏まえながら、研修受講及び資質の向上に資する適切な指導助言をしてください。

なお、教員においては、自らの職責、経験及び適性に応じた資質の向上に向け、さらに高めたい資質は何なのか、そのためにはどういった研修を受講していくのかなどについて、対話により深めていってください。

Q 3-4 研修受講は、校長から指示してもらえるのですか。

A 受講奨励は、その職責、経験及び適性に応じた資質の向上に必要な取組を、校長及び教員が、自身だけで向き合うことなく「対話」の中で考えていくことにより、今まで以上に自らの学びを振り返ったり、意欲を向上させたりすることができる場として、各教員等の主体的・自律的な目標設定やキャリア形成につなげていくものです。

このことを踏まえれば、校長からの指示ではなく、教員自身が「○○を受けてみたい」「○○

を学んでみたい」「〇〇の力を付けたい」という思いをもち、校長においては、対話の中で、教員がどのような目指す姿を描いているのか、どのような資質を高めたいと考えているのか等を引き出ししながら、教員の思いや願いを傾聴し、研修受講について指導助言などの受講奨励が行われることが求められます。

【面談の内容について（最終面談の場合）】

Q 3 - 5 研修受講奨励の最終面談は、誰が実施するのですか。

A 当初面談と同様です。

Q 3 - 6 研修受講奨励の最終面談は、どのように設定し、実施するのですか。

A 当初面談と同様です。

Q 3 - 7 研修受講奨励の最終面談は、どのような対話になるのですか。

A 対話の内容としては、年度の振り返りと来年度に向けてどのように取り組みたいかという内容が主なものになります。また、当初面談と同様に振り返りの視点は、次の2点となります。

1点目は、広島県教員等資質向上指標に照らして、教員がさらに力を付けたいと思っている点やさらに伸ばしたいと思っている点といった個人の側面から、2点目は、学校教育目標を達成するために、教員がどのように力を発揮すればよいかといった組織の一員としての側面からです。

これらの側面において、1年間を振り返り、教員の力量の成長や伸び、課題等に係る振り返りを踏まえた今後の研修受講などについて校長と教員が対話をすることで、教員の資質の向上を図ります。

この対話においても、校長においては、対話の中で、教員がどのような目指す姿を描いているのか、どのような資質を高めたいと考えているのか等を引き出ししながら、教員の思いや願いを傾聴し、研修受講について指導助言などの受講奨励が行われることが求められます。

また、教員においては、自らの職責、経験及び適性に応じた資質の向上に向け、さらに高めたい資質は何なのか、そのためにはどういった研修を今後受講していくのかなどについて、対話により深めていってください。

【その他】

Q 4 - 1 最終面談までの間に留意することはありますか。

A 受講奨励は、当初面談と最終面談において、対話を通して行われます。しかしながら、教員等の資質の向上という目的に立ち返れば、面談のみで目的を達成しようとするのではなく、年度途中で研修受講の進捗を確認したり、その成果を校内に広めたりする場を設定したりする中で、日常的に受講奨励を進めていくことが求められます。

Q 4 - 2 研修を受講した場合、何か報告することはあるのですか。

A 対象となる校長及び教員の研修履歴の管理及び作成については、「全国教員研修プラットフォーム」を使用して、広島県教育委員会が行います。

校長や教員が何かを報告したり、作成したりする必要はありません。

Q 4 - 3 実習教諭、寄宿舎教諭、学校栄養職員及び事務職員は対象ですか。

A 教育活動の充実には、全ての職種の教職員の資質の向上が求められます。実習教諭、寄宿舎教諭、学校栄養職員及び事務職員の職にある者は、本要項に基づく受講奨励の対象ではありませんが、これまでと同様に、自らの職責、経験及び適性に応じた資質の向上に向け、さらに高めたい資質は何なのか、そのためにはどういった研修を今後受講していくのかなどについて考えていくことが求められ、校長と対話を通じて資質向上を図っていくことが重要となります。

Q 4 - 4 受講奨励に係る面談は、業績評価の面談で実施してもよいのですか。

A それぞれの面談は趣旨が異なります。校長においては、研修の受講奨励に係る面談を業績評価の面談に続けて実施する際には、趣旨が異なることを踏まえた上で、それぞれ実施してください。なお、業績評価に係る面談においても、研修履歴や研修量の多寡そのものが直接反映されるものではないことに留意してください。